平成２９年（フ）第１３号
福岡県古賀市舞の里１丁目18番18号
債務者　佐藤　玲子
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第５９号
岐阜県下呂市森1686番地２　コーポ畑田101号室
債務者　米野　浩之
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第２号
宮城県大崎市古川金五輪１丁目11番７号　サンハイツ未希101号
債務者　佐藤　未来
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第５号
長野県伊那市西箕輪3900番地251　特別養護老人ホームみさやま
債務者　伊藤　好雄
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２８年（フ）第４７号
静岡県下田市東本郷１丁目１番22号
債務者　吉川　五美
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第３号
三重県伊賀市西高倉3627番地の９
債務者　谷中　紀之
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第２５７号
兵庫県宝塚市山本西３丁目17番20号　ロイヤルハイツⅡ102、前住所兵庫県宝塚市山本中３丁目15番22号　ロイヤルハイツⅠ　101
債務者　大西　　惇
1　決定年月日時　平成29年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第８６号
広島県三原市城町１丁目21番13号
債務者　亀田新治郎
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第３７３号
愛媛県松山市東石井２丁目23番15号　借家５号
債務者　菅　　則彦
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７４号
愛媛県松山市枝松５丁目８番28号　ビージョイマンション１号館505号
債務者　西﨑　　愛
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７号
愛媛県松山市桑原５丁目２番22号　ア・ピアチェーレA101号
債務者　藤岡　圭吾
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７１号
愛媛県今治市徳重314番地１
債務者　渡邊　和雄
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第２６３号
長崎県長崎市大黒町８番６号　ステーションＭＧ302号室
債務者　古畑　　絵
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１号
長崎県長崎市大手２丁目16番22号　山口荘101号
債務者　清水　久美
1　決定年月日時　平成29年１月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月31日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
石川県小松市大領町ワ244番地１　クラージュⅠ201、従前の住所石川県小松市打越町丙140番地１
債務者　岸本　明美
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２９年（フ）第１号
石川県小松市二ツ梨町井１番地２
債務者　玉田　　保
1　決定年月日時　平成29年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月３日まで
金沢地方裁判所小松支部